

四、北海道に對しその特殊事情に鑑み、必要に應じ實

施せらるゝ内地農學校などの長期滞在の學校報國隊の派遣に關しては特にこれが指導の適正を期すること

五、各學校をしてその既設の農場および活用可能なる校庭等を利用して、食糧増産を行はしむるはもちろん、つとめて附近の伐木跡地、河川敷、荒地工場建築豫定地等各種休耕地不耕作地等を活用し、報國農場で設置せしめ、學生生徒または兒童を交替動員して麥、粟、大豆、稗、玉蜀黍等の雜穀、甘藷、馬鈴薯または南瓜等各地方に適したる食糧農産物の作付を行はしむること

六、各學校は農繁期における動員の外休業日等を利用して、食糧農産物の作付等に對しては勿論堆肥及び飼料用の草刈、木炭の蒐集、土地改良工事等に對しても可及的動員を實施すること

七、本勤勞動員に要する宿舍、寢具、農具、種子等については行政官廳および關係團體協力して斡旋するものとし必要に應じ經費の一部を助成すること
八、本勤勞動員に要する經費その他に付相當額の助成を行ふ見込なること

學徒戰時動員體制確立要綱の決定

戰時下に於ける學生生徒の動員體制を確立する趣旨を以て文部省に於いて立案中であつた學徒戰時動員體制確立要綱は昭和十八年六月二十五日の閣議に於いて正式決定を見、同日左の如く發表せられた。

學徒戰時動員體制確立要綱

第一 方針

大東亞戰爭の現段階に對處し、教育練成内容の一環として學徒の戰時動員體制を確立し學徒をして有事即應の態勢たらしむると共に、これが勤勞動員を強化して學徒盡忠の至誠を傾け、その總力を戦力増強に結集せしめんとす

第二 要領

(一) 有事即應態勢の確立
學徒をして將來の軍務に備へ、國防能力の増強を圖らしむるとともに、必要に當りては直接國土防衛に全面的に協力せしむるものとしこれがため概ね左記各項の方途を講ずること
一、學校報國隊の隊組織を、直に國土防衛に有効に動員し得ることと強化すること
二、「戰時學徒體育訓練實施要綱」に基く體育訓練を強化し、特に大學、高等專門學校、中等學校第三學年程度以上の男子學徒につき戰技訓練を徹底すること
三、前項の學徒につき航空、海洋、機甲、馬事、通信等の特技訓練の強化を圖るため、學徒の適性登錄制度を確立し、本人の適性に從ひ、特技訓練を實施すること
四、基本訓練種目、戰技訓練種目および特技訓練種目につき中等學校より大學に至る訓練教程を、総合的かつ各學校の段階に適應することとく制定し、もつて訓練の適正と徹底を圖ること
五、學徒全員に對する防空訓練を徹底するとともに、防空勤務補助員としての訓練を強化するものとし、特に特技隊および特別警備隊としての訓練

を強化すること

六、中等學校以上の女子學徒に對し看護その他保健衛生に關する訓練を強化し、必要に際し戰時救護に従事せしむるものとし、これがため必要なる施設を整備すること

(二) 勤勞動員の強化

學徒をして挺身國家緊要の業務に従事せしめ、その心身の鍊成を全からしむるものとし、左記各項により食糧増産、國防施設建設、緊要物資生産、輸送力増強等とその重點を指向しこれが積極強力なる動員を圖ること
一、勤勞動員は國民動員の要請に即應し、學校の種類程度に應ずる作業種目の適正なる撰擇により、作業効率の向上、作業量の増高を圖ること
二、勤勞動員の期間は、學校の種類程度と作業種目を勘案の上、國家の要請に即應せしむること
三、作業と學校との臨時かつ分散的な關係を、可及的に改め、力めてこれを常時かつ集注的ならしむること
四、勤勞作業の對象たる事業の管理者に對し、學徒勤勞作業の意義を徹底せしむるとともに、學徒に對し事業の性質を十分理解せしめ、なほ學校當事者と事業管理者との緊密なる連繫により、作業場における學徒の取扱を一層適正ならしむること
五、員數および期間が相當多數かつ長期にわたる學徒の動員については、學校移駐の考へ方等によりこれを實施せしむること
六、學徒の養護に一層周到なる注意を拂ひ、作業の種類性質に即應する學徒の配置を行ひ、作業によ

る傷痕その他の事故の豫防救護に遺憾なからしむること

七、食糧増産作業については食糧増産應急対策閣議決定に即應し、従来實施し來れる農耕應援作業等を強化するのほか、左記各項の方途を講ずること

(イ) 耕作廢止畑、伐木跡地、河川敷、工場建築豫定地等、空閑地につき極力學校直營の學校報國農場を創設せしめ、米、麥、大豆、馬鈴薯、甘藷等を栽培せしむること

(ロ) 既設の學校報國農場その他の附屬農園については、米、麥、大豆、馬鈴薯、甘藷等を栽培せしめ、學校附屬の農業實習地および一般學校用地についても主要食糧および雜穀を栽培せしむること

(ハ) 收穫物の運搬、害虫驅除、除草、綠肥刈取等につき學校の種類、程度、所在地等を勘案し、特定の學校をして可及的の一定地域の作業を擔當せしめ、もつて學校と作業地との緊結を圖ること

(ニ) 可耕荒廢地、開墾可能地の簡易開墾、濕地埋立、排水施設の整備、耕地整理、牧野改良等については、一校または數校を特定し、努めて一貫作業を自途としてこれが完成に協力せしむること

八、各種の工場事業場等における勤勞動員については、特に左記各項を考慮しこれが實效を收めしむること
(イ) 學校の種類、程度および土地の情況を勘案

し、適當なる計畫を得たる場合は、通年常時循環して計画的に一定要員を出動せしむること

(ロ) 學徒の専門技能を努めてこれを活用すること
(ハ) 學校の實習場などにおいても、工場と連繫を密にし、その委託作業に従事せしむること
九、女子にありては前各項によるのほか、特に中等

學校以上の學校につき工場地域、農村等に簡易または季節的幼稚園保育所および共同炊事場を設置せしめまたは他の經營するこの種施設において保育等に従事せしむること

統制會に對する勤勞行政部面の一部委讓に關する勅令案要綱の決定

鐵鋼、石炭、造船及び輕金屬の超重點産業統制會その他鑛山統制會等に對する勤勞行政部面の一部委讓に關する勅令案要綱は昭和十八年六月二十五日の閣議に於いて正式決定を見るに到り、勤勞行政に關する一時期を劃することとなつたが、右要綱を掲ぐれば左の如くである。

統制會に對する勤勞行政職權委讓等に關する勅令案要綱

第一 左に掲ぐる行政官廳の職權は重要産業團體令による鐵鋼統制會、石炭統制會、鑛山統制會、造船統制會及び輕金屬統制會(以下統制會と稱す)にこれを委任すること

一、工場事業場技能者養成令第四條第二項の規定による許可
二、工場事業場技能者養成令第七條第一項の規定に

よる認可

三、工場事業場技能者養成令に基きて發する命令による職權にして厚生大臣の定むるもの

四、工場事業場技能者養成令第十三條の規定に依る報告徴取(前三號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要なる場合に限り)

五、賃金統制令に基きて發する命令による職權にして厚生大臣の定むるもの

六、賃金統制令第卅一條第一項の規定による報告徴取(前號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要なる場合に限り)

統制會は前項の規定により委任せられたる職權を行ふべきこと

第二 行政官廳に提出すべき勤勞行政に關する書類にして統制會を経由すべきものに附ては命令を以て之を定むること

第三 第一の規定に依り統制會の行ふ職權及前條の規定に依り統制會の爲す經由に關しては厚生大臣の指揮監督を承くること

第四 厚生大臣は第一の規定に依り統制會の爲す處分にして法令に違反し、公益を害し又は職權を超越するものありと認むるときその他當該處分を不適當なりと認むるときは之を停止し、取消し又は變更することを得ること
厚生大臣前項の規定に依り統制會の處分を停止し、取消し又は變更したるときはその旨を告示すべきこと

第五 第一の規定により統制會の行ふ處分は行政執行法第五條の規定の適用に附ては行政官廳の法令に基きてなす處分と看做すこの場合に於ては同條の當該